Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」*をご提供しています。

＊「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容を定めたものになります。

- いつでもホームページから閲覧できます
- 検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できます
- 文字を拡大して閲覧ができます

ご契約のしおり・約款

QRコードから閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

三井住友海上プライマリー生命のホームページから閲覧する方法

下記の手順でご覧ください。

1. 三井住友海上プライマリー生命ホームページ(https://www.ms-primary.com)にアクセスし、「商品情報」をクリック
2. 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
3. 下記の検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード　0300016320

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。

※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。

自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。
お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

この保険の正式名称は、通貨選択型定額個人年金保険です。

募集代理店

引受保険会社
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
〒103-0028　東京都中央区八重洲 1-3-7　八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問合わせ　フリーダイヤル　0120-125-104
https://www.ms-primary.com

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。

©2022 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

M2204086　2022.04　803　MSPL-2204-A-0021-00

2022年4月版

みらい、そだてる

通貨選択型定額個人年金保険

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット　P1～
契約概要　P19～
注意喚起情報　P31～
Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内　裏表紙

ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

MS&AD　三井住友海上プライマリー生命

「みらい、そだてる」は、通貨選択型の定額年金保険です！お客さまの想いにお応えする、2つのコースをご用意しています!!

外貨運用とは…

2分でわかる！ 解説動画を配信中

契約通貨は5種類、積立期間は3年から選択いただけます。

契約通貨：米ドル　豪ドル　ユーロ　ニュージーランドドル　円

積立期間：3年　5年　7年　10年　15年

※ご契約時の金利環境等により、お取扱いできない契約通貨・積立期間があります。

定期支払コース

将来のことは分からないけど、すぐにもらえたらわくわくするよね…

こんなご要望には…

契約日後の毎年の契約応当日　に、積立利率による利息相当分の定期支払金が受取れます。

【イメージ図】

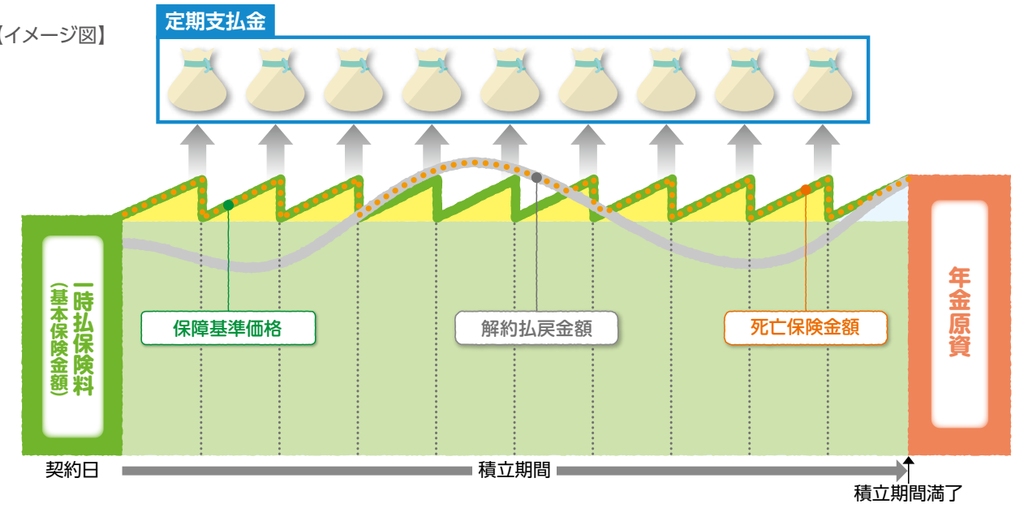

積立*（ターゲット）コース

運用はおまかせで、でも、しっかりふやせたら、うれしいなぁ

こんなご要望には…

固定利率と複利効果でふやして、目標値を設定することで目標額以上になったら自動で円建年金へ移行します。

【イメージ図】

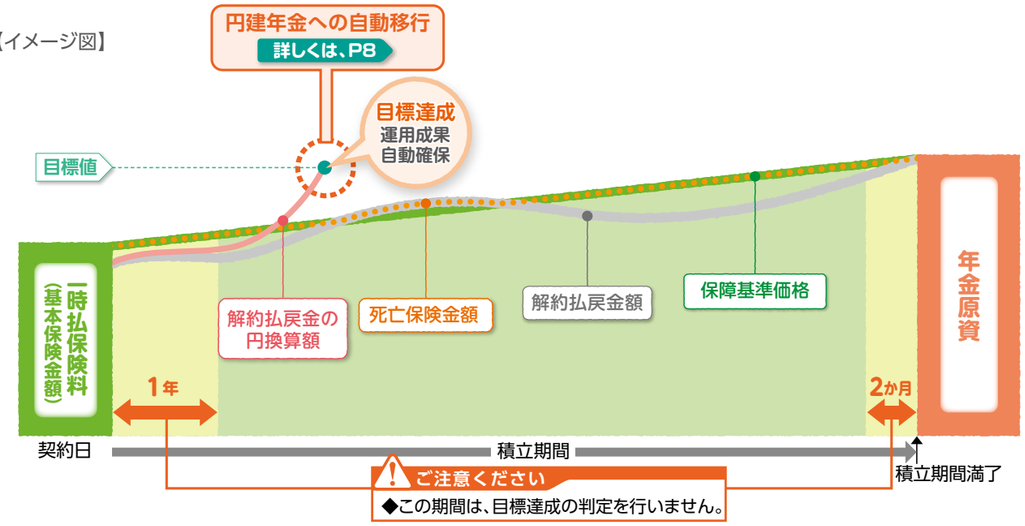

＊当該コースの名称で用いる「積立」とは、積立利率による増加分（運用収益分）を払出すことなく積み立てることをいいます。よって、当該コースをご契約いただいたとしても、積立預金のように、お客さまが定期的にご資産を追加で預け入れることはできません。

ご注意ください

◆この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります。**
また、**解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

詳しくは、P31～P33

◆この保険では、2つのコース（「定期支払コース」、「積立（ターゲット）コース」）のうち、いずれか一方をご選択いただくことになります。なお、ご契約時にご選択いただいたコースは、以後、別のコースに変更することはできません。また、選択するコースにより積立利率が異なりますので、ご注意ください。

定期支払コース

そだてた分を受取りながら、将来の年金もしっかり確保したい方向けのコースです。

この商品は「生命保険」です。預金とは異なり元本保証はありません。

① ご契約時

・契約通貨と積立期間を選択ください。

※ご契約時の金利環境等により、お取扱いできない契約通貨・積立期間があります。

② 積立期間中

・毎年の契約応当日に被保険者が生存している場合、定期支払金をお受取りいただけます。

・**定期支払額** ＝ 一時払保険料（基本保険金額） × **積立利率** になります。

③ 積立期間満了時

・ご契約時に確定した契約通貨建ての年金原資をもとに、お受取り（年金・一括）または継続をお選びいただけます。

※外貨建ての場合、円支払特約を付加することで、定期支払金や年金等を円でお受取りいただくこともできます。ただし、為替リスクがあるのでご注意ください。（下記 ご注意ください 参照）

【積立期間10年の場合のイメージ図】

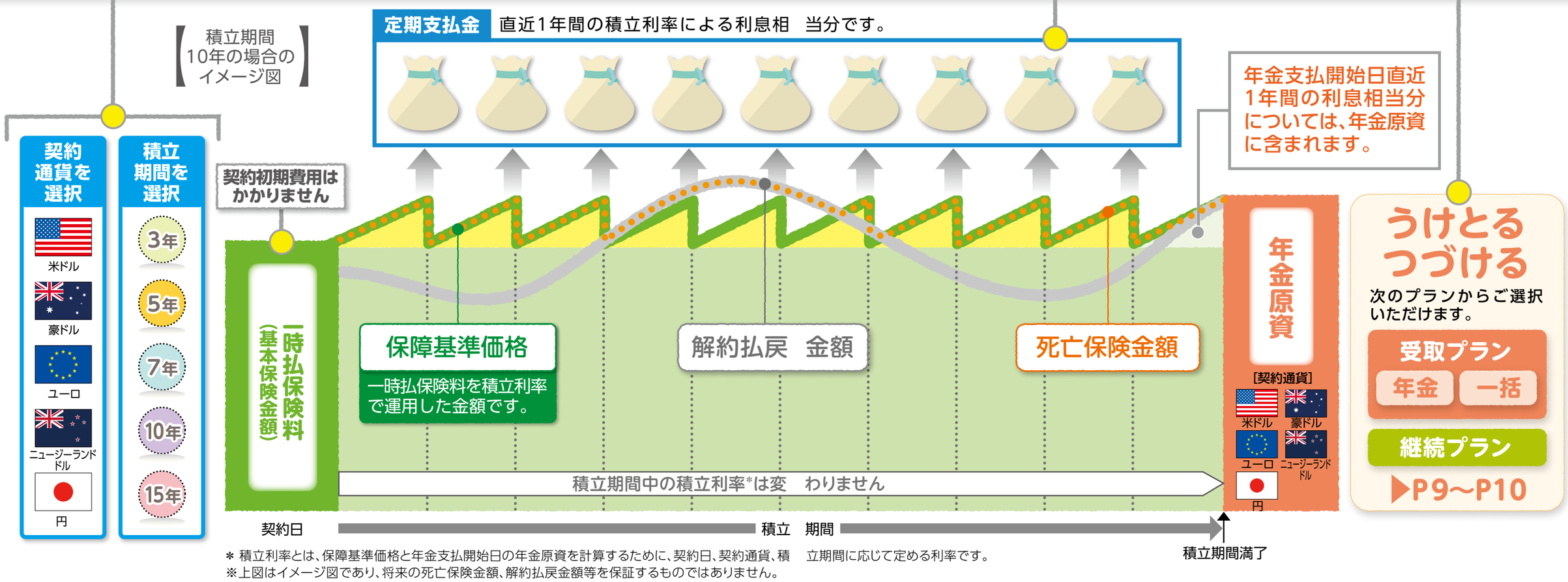

＊ 積立利率とは、保障基準価格と年金支払開始日の年金原資を計算するために、契約日、契約通貨、積立期間に応じて定める利率です。

※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

うけとる つづける

次のプランからご選択いただけます。

受取プラン
年金 ／ 一括

継続プラン

▶P9～P10

ご注意ください

◆定期支払金、解約払戻金、死亡保険金、年金等（以下、保険金等）は契約通貨建てとなります。
外貨建ての場合、円でもお受取りいただけますが、円での受取額は**為替相場の変動による影響を受けます。**
そのため、**お受取り時の為替レートで円換算した保険金等の金額が、ご契約時の為替レートで円換算した金額を下回り、損失が生じることがあります。**

◆定期支払金支払後の保障基準価格は、支払前の保障基準価格から定期支払額を差引いた額に改められます。

積立（ターゲット）コース

しっかりふやして、タイミングを逃さずに運用成果を受取りたい方向けのコースです。

この保険は解約時に一時払保険料を下回る可能性があります。

① ご契約時

- 契約通貨と積立期間を選択ください。
  ※ご契約時の金利環境等により、お取扱いできない契約通貨・積立期間があります。
- 目標値を設定いただけます。

105% ～ 200%　設定なし

1%単位で設定できます

② 積立期間中

- 契約日からその日を含めて1年経過以後、年金支払開始日の2か月前まで*1 毎営業日、目標達成状況を判定します。
- 円建年金への移行前であれば、目標値を変更・設定・解除することができます。

目標額 ＝ 円換算一時払保険料（円）*2 × 目標値（%）

*1 年金支払開始日（年金支払開始日を繰下げた場合は、繰下げ後の年金支払開始日）の2か月前における契約日の月単位の応当日の前日までとします。
*2 円換算一時払保険料は、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートで算出します。円入金特約を付加して円で入金した場合は、払込んだ金額が円換算一時払保険料となります。外貨入金特約を付加し契約通貨と異なる外貨で入金した場合は、払込通貨で入金した保険料を円入金特約レートで円換算した額となります。

【イメージ図】

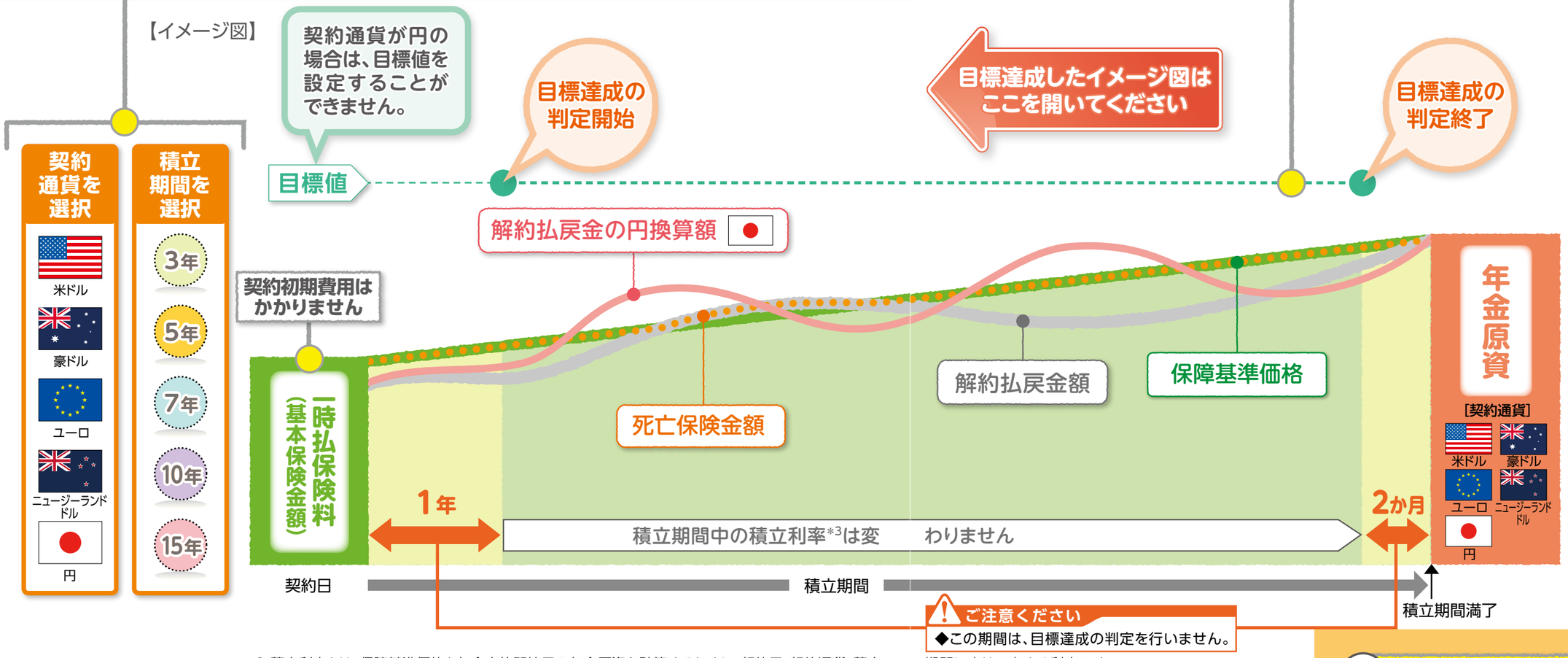

*3 積立利率とは、保障基準価格と年金支払開始日の年金原資を計算するために、契約日、契約通貨、積立期間に応じて定める利率です。
※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

うけとる つづける

次のプランからご選択いただけます。

受取プラン　年金　一括

継続プラン

▶P9～P10

③ 積立期間満了時（目標値設定なし／目標未達成の場合）

- ご契約時に確定した契約通貨建ての年金原資をもとに、お受取り（年金・一括）または継続をお選びいただけます。

ご注意ください

◆解約払戻金、死亡保険金、年金等（以下、保険金等）は契約通貨建てとなります。外貨建ての場合、円でもお受取りいただけますが、円での受取額は**為替相場の変動による影響を受けます。**そのため、**お受取り時の為替レートで円換算した保険金等の金額が、ご契約時の為替レートで円換算した金額を下回り、損失が生じることがあります。**

◆目標達成を判定する解約払戻金の計算には、解約控除および市場調整が適用されます。

して、タイミングを逃さずに受取りたい方向けのコースです。

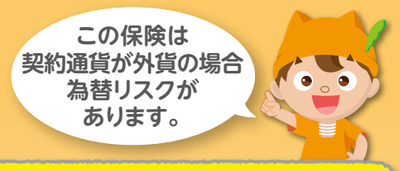

② 積立期間中

- 契約日からその日を含めて1年経過以後、年金支払開始日の2か月前まで*1 毎営業日、目標達成状況を判定します。
- 円建年金への移行前であれば、目標値を変更・設定・解除することができます。

目標額 ＝ 円換算一時払保険料(円)*2 × 目標値(%)

*1 年金支払開始日(年金支払開始日を繰下げた場合は、繰下げ後の年金支払開始日)の2か月前における契約日の月単位の応当日の前日までとします。
*2 円換算一時払保険料は、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートで算出します。円入金特約を付加して円で入金した場合は、払込んだ金額が円換算一時払保険料となります。外貨入金特約を付加し契約通貨と異なる外貨で入金した場合は、払込通貨で入金した保険料を円入金特約レートで円換算した額となります。

③ 目標達成時

- 解約払戻金の円換算額が設定した目標額以上になった場合は、自動的に運用成果を確保し、円建年金へ移行します。

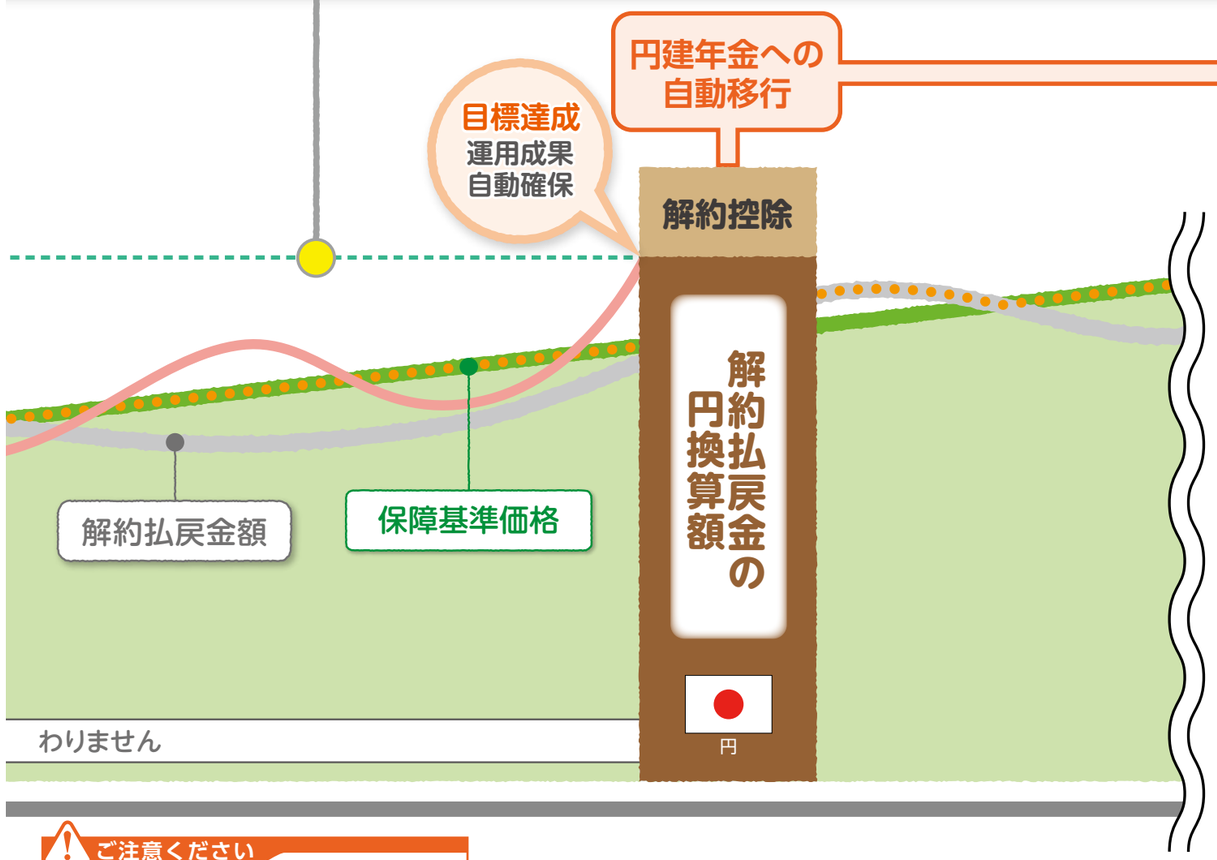

ご注意ください
◆この期間は、目標達成の判定を行いません。
期間に応じて定める利率です。

◆目標達成を判定する解約払戻金の計算には、解約控除および市場調整が適用されます。

【円建年金へ移行する場合のイメージ図】

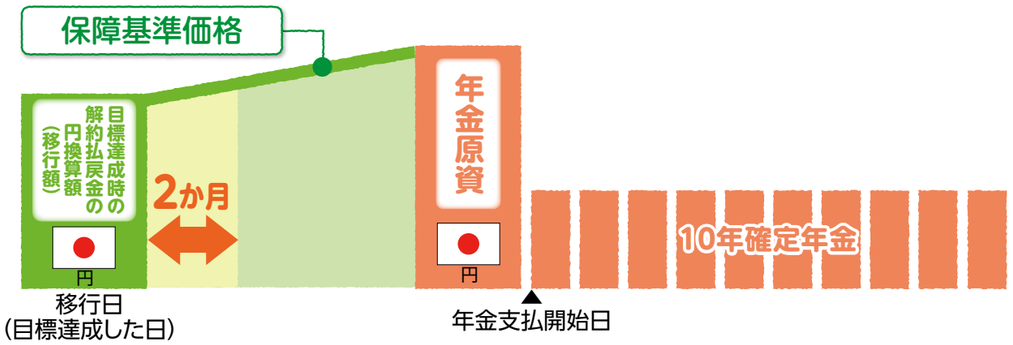

- 円建年金への移行後の年金支払開始日は、移行日から2か月経過した日以後に初めて到来する年単位の契約応当日となります。
- 年金支払開始日から確定年金(年金支払期間10年)でお受取りいただけます。なお、**P9記載の年金種類に変更することができます。**
- 年金でのお受取りにかえて**一括でのお受取りも選択いただけます。**

お手続きの流れ

*4 目標達成した日(移行日)の翌日から1週間以内(原則2営業日後)にお知らせを発送します。

積立期間満了を迎えるにあたってご選択　いただけるプランについて

積立期間満了時に年金でお受取り、もしくは年金原資を一括でお受取りいただけます。

受取プラン　年金　2つの年金種類から選択できます。　一括

確定年金

年金支払期間:5年・10年・15年・20年

年金支払開始年齢：3歳～90歳（被保険者年齢）

設定された期間中、毎年定額の年金をお受取りいただくことができます。
年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金*としてお受取りいただくことができます。

＊ 死亡一時金のお受取りにかえて、支払期間満了まで引続き年金としてお受取りいただくこともできます。

年金総額保証付終身年金

年金支払開始年齢：50歳～90歳（被保険者年齢）

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生涯お受取りいただくことができます。
被保険者が死亡された場合でも、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受取りいただくことができます。

一括でのお受取り

年金でのお受取りにかえて、一括でお受取りいただくことができます。

年金についての留意事項・ご注意は、「契約概要」P23にてご確認ください。

また、年金支払開始日を繰下げて、運用を継続することもできます。

継続プラン　年金支払開始日の前日に年金支払開始日を繰下げて、運用を継続することができます。なお、変更後の年金支払開始年齢は90歳までとなります。

- 契約通貨や繰下げ年数を三井住友海上プライマリー生命の取扱範囲内で変更することができます。
- 更改日以後の利率は更改日に三井住友海上プライマリー生命が定めるものを適用します。
- 積立（ターゲット）コースを選択の場合、更改日から繰下げ期間満了までに解約や円建年金へ自動移行する場合は、解約控除および市場調整が適用されます。ただし、1年繰下げを選択された場合、1年繰下げ後の年金支払開始日までは、解約控除および市場調整は適用されません。

【イメージ図（積立（ターゲット）コースの場合）】

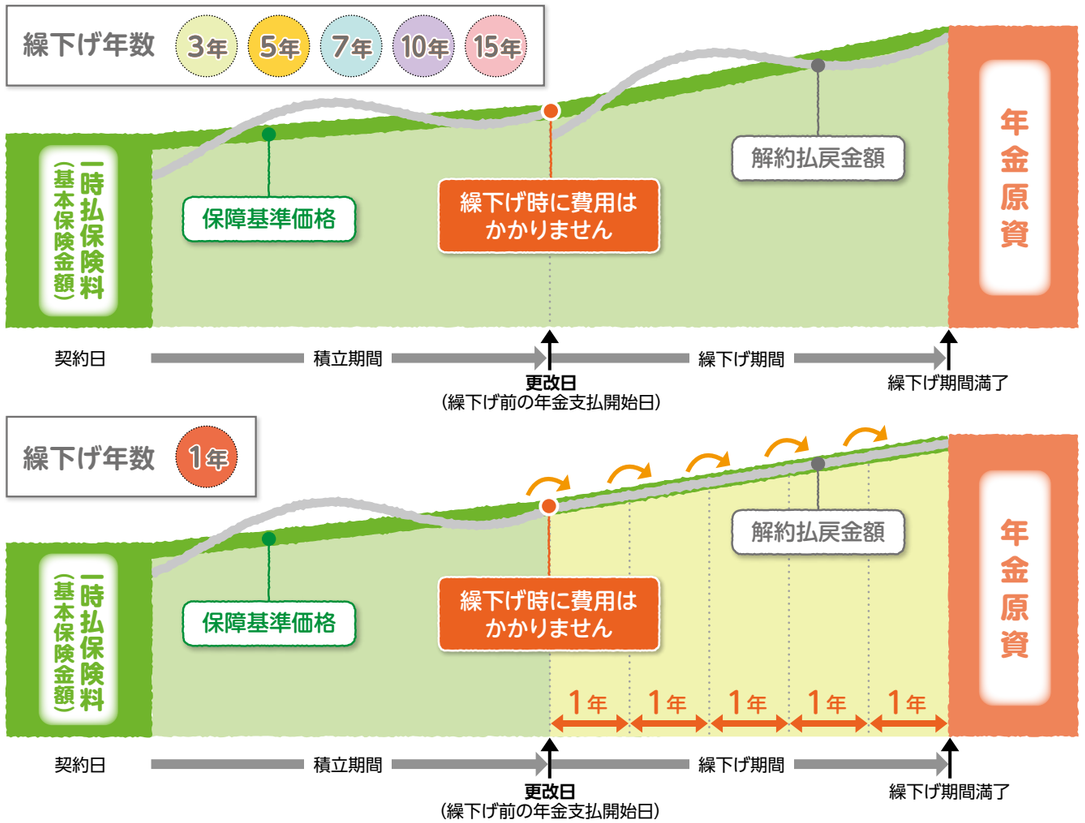

※上図は、継続プランをご理解いただくためのイメージ図です。

ご注意ください

◆定期支払コースにおける定期支払特約の保険期間は、契約日から年金支払開始日の前日までとなります。また、年金支払開始日が繰下げられたときは、この特約の満了日も繰下げられます。ただし、次の場合、定期支払特約は繰下げ前の年金支払開始日に消滅します。
・繰下げ後の主契約の積立利率が1%以下の三井住友海上プライマリー生命の定める下限を下回るとき
・三井住友海上プライマリー生命がこの特約の締結を取扱っていないとき

◆選択する契約通貨によって、継続プランでお取扱いできる繰下げ年数は異なります。

◆次の場合、年金支払開始日を繰下げられません。
・繰下げ後の年金支払開始時の被保険者年齢が90歳を超えるとき
・更改日において、指定する繰下げ年数および通貨を取扱っていないとき
・更改日において、基本保険金額が取扱範囲外であるとき

◆積立（ターゲット）コースの契約時の契約通貨が円の契約においては、年金支払開始日の繰下げ時に契約通貨を外貨に変更しても、目標設定円建年金移行特約を付加することはできません。

死亡保障・その他について

死亡保障

- 被保険者が死亡された場合、次のとおり死亡保険金をお受取りいただきます。

積立期間中	死亡された日まで積立利率で運用した金額（保障基準価格）をお受取りいただきます。なお、死亡された日の保障基準価格が解約払戻金額を下回る場合には、解約払戻金額をお受取りいただきます。
円建年金への移行後、年金支払開始日前まで	保障基準価格をお受取りいただきます。

- 死亡保険金は、一括でのお受取りのほか、遺族年金支払特約を付加することで年金形式（確定年金:5年、10年、15年、20年、25年、30年）でお受取りいただくこともできます。
- 定期支払コースにおいて、死亡保険金の支払事由が発生していたにもかかわらず、定期支払金がご契約者に支払われていた場合には、お支払いする死亡保険金は、既に支払った定期支払金を差引いた額とします。

諸費用について

この保険に係る費用についての詳細は、P31～P33をご覧ください。

解約について

この保険を解約した場合には、解約控除がかかります。（一部解約を行うことはできません。）
解約についての詳細は、P27～P28をご覧ください。

積立利率と為替レートのお問合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率	保障基準価格と年金原資等を計算するために、コース、契約日、契約通貨および積立期間に応じて定める利率です。
指標金利	積立利率の設定に際して参考にする金利です。
為替レート	円入金特約を付加して保険料を円で入金される場合と外貨入金特約を付加して保険料を契約通貨と異なる外貨（米ドル⇔豪ドル）（米ドル⇒ニュージーランドドル）（豪ドル⇒ニュージーランドドル）で入金する場合に適用される三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*です。

＊ 通貨ごとに、米ドル（USD）:午前10時30分以降、豪ドル（AUD）:午前11時00分以降、ニュージーランドドル（NZD）:午前11時00分以降、ユーロ（EUR）:午前11時00分以降よりご案内しております。外貨入金特約は米ドル（USD）・豪ドル（AUD）・ニュージーランドドル（NZD）とも午前11時00分以降となります。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル
0120-125-104

最新の積立利率・為替レートはこちら▶

※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。詳しくは、三井住友海上プライマリー生命までお問合わせください。

指定代理請求人について

年金受取人が年金等を請求する意思表示ができない場合等に、年金受取人にかわって年金等を請求できる方です。

※被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ指定することができます。
※指定代理請求人は、年金等のご請求のみ可能で、ご契約内容の変更（年金種類の変更等）のご請求を行うことはできません。

たとえばこんなとき・・・
・年金受取人が傷害や疾病で寝たきり状態となり、意思表示できなくなった。
・年金受取人が高齢で認知症等になり、意思表示できなくなった。

指定されていないと

△ 年金等の請求手続きは年金受取人からの請求が必要です。そのため、本人が意思表示できない場合、年金等の請求手続きが難しくなります。

指定されていれば

○ 指定代理請求人からの請求により、スムーズに年金等を受取ることができます。
※指定代理請求人名義の口座を年金の振込口座に指定することもできます。

■ 指定代理請求人は、次の範囲から1名指定できます。

年金受取人の配偶者	年金受取人の直系血族（子、孫、父母、祖父母など）	年金受取人の3親等以内の親族（兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪など）

※その他上記以外で特別な事情がある方として、三井住友海上プライマリー生命が認めた方

後継年金受取人について

年金受取人が年金支払期間中に死亡された場合に、年金受取人の権利を引継ぐ方です。あらかじめ指定することで、年金種類に応じて年金または死亡一時金を受取ることができます。

たとえばこんなとき・・・
・年金受取人が年金支払期間中に死亡された。

指定されていないと

△ 年金または死亡一時金を受取る権利の承継順位は次のとおりです。
❶被保険者
❷被保険者の配偶者
❸年金受取人の法定相続人
そのため、遺したい方に遺せないかもしれません。

指定されていれば

○ 後継年金受取人が年金または死亡一時金を受取ることができます。

■ 後継年金受取人は、次の範囲から1名指定できます。

被保険者	被保険者の配偶者	年金受取人の3親等以内の親族または6親等以内の血族（子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪、いとこなど）

3親等以内の親族・6親等以内の血族の例についてはP14をご覧ください。

※詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

ご契約および各種お取扱いについて

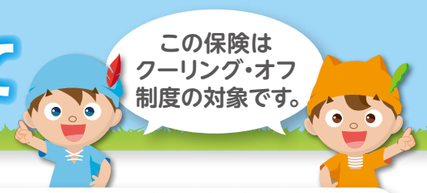

契約通貨	米ドル	豪ドル	ユーロ	ニュージーランドドル	円
積立期間	3年、5年、7年、10年、15年				10年、15年
	※ご契約時の金利環境等により、お取扱いできない契約通貨・積立期間があります。 ご契約にあたっては、必ず最新の取扱状況をご確認ください。				
一時払保険料					
最低	2万米ドル (1米ドル単位)	2万豪ドル (1豪ドル単位)	2万ユーロ (1ユーロ単位)	2万ニュージーランドドル (1ニュージーランドドル単位)	200万円 (1万円単位)
最高	契約日時点の円換算額10億円 ※契約日時点の円換算額は、円入金特約で適用する為替レートにもとづき算出します。				10億円
円入金特約を付加した場合 最低	200万円(1万円単位)				お取扱いいたしません。
円入金特約を付加した場合 最高	10億円 ※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。 詳しくは、P26をご覧ください。				
外貨入金特約を付加した場合	払込通貨により上記最低額、最高額を適用します。		お取扱いいたしません。	払込通貨により上記最低額、最高額を適用します。	お取扱いいたしません。
	※お取扱いは、米ドル→豪ドル、豪ドル→米ドル、米ドル→ニュージーランドドル、豪ドル→ニュージーランドドルに限ります。				
契約年齢(契約日における被保険者の満年齢)					
3年	0歳～87歳				お取扱いいたしません。
5年	0歳～85歳				
7年	0歳～83歳				
10年	0歳～80歳				
15年	0歳～75歳				
年金受取人	被保険者もしくは契約者				
契約日(積立利率適用日)	一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日				
年金種類					
年金種類と年金支払開始年齢の範囲	【確定年金(年金支払期間:5、10、15、20年)】 3歳～90歳 【年金総額保証付終身年金】 50歳～90歳 ※確定年金における最終年金支払日は、被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。				
後継年金受取人指定制度	年金受給権などの年金受取人の権利を承継する方(後継年金受取人)を、事前に指定することができる制度です。 ※詳しくは、P12をご覧ください。				
保険料の払込方法	一時払のみ				
クーリング・オフの取扱い	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P35～P36をご覧ください。				
増額	お取扱いいたしません。				
一部解約	お取扱いいたしません。				

※契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱いを停止している場合があります。

付加できる特約につきましては、「契約概要」P25にてご確認ください。

受取人の指定について

万一に備えて、あらかじめ死亡保険金受取人や後継年金受取人を指定いただくことにより、スムーズな財産承継を生前から準備することができます。

死亡保険金受取人・後継年金受取人を指定できます。

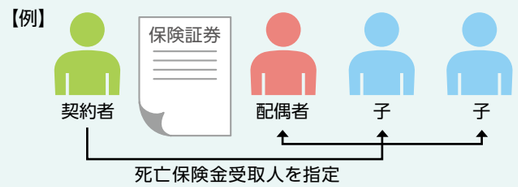

●死亡保険金受取人および後継年金受取人は、それぞれ被保険者・年金受取人の3親等以内の親族または6親等以内の血族をご指定いただけます。

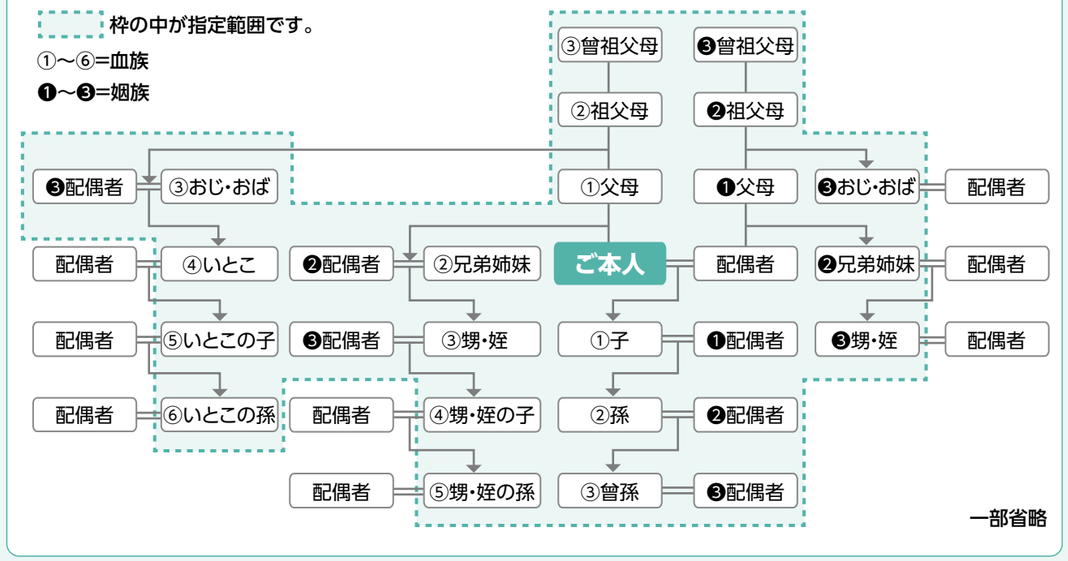

※死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています。
(ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。)

アフターサービスについて

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後

保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内　等
契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。

積立期間中

ご契約状況のお知らせ
毎年1回、契約者あてにご案内*します。
＊ 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。

定期支払コース　契約応当日を迎える場合	積立(ターゲット)コース　目標達成した場合
定期支払金をお振込み後「お手続き完了のお知らせ」を郵送します。	円建年金へ自動移行し、「お手続き完了のお知らせ」と「保険証券」をお届けします。

積立期間満了を迎える場合

積立期間が満了する前に、年金受取に関する請求書類を契約者あてに郵送します。
※年金受取人が請求書類に必要事項を記入し、必要書類とあわせて年金支払開始日の14日前までに返送ください。

年金受取中

年金証書／お支払通知書
1回目の年金支払時、年金証書を郵送します。また、年金支払の都度、お支払通知書を郵送します。

※記載の内容は、2022年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

ホームページ　ご契約者さま専用インターネットサービス

- ご契約内容の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページで、利用登録が必要です。

三井住友海上プライマリー生命
ホームページ
https://www.ms-primary.com

【ご利用までの流れ】

1. 利用登録　三井住友海上プライマリー生命のホームページより必要な項目を入力してください。
2. 仮パスワードの発行　初回ログイン用の「仮パスワード」を、利用登録時に入力されたメールアドレスにお送りします。
3. インターネットサービスにログイン　「仮パスワード」を入力してログイン後、任意のパスワードに変更して、インターネットサービスをご利用ください。

お電話　ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ
- 積立(ターゲット)コースの目標値の設定 等

三井住友海上プライマリー生命　お客さまサービスセンター
フリーダイヤル　0120-81-8107（ハイ、パートナー）
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。

※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

ご家族登録サービス

ご家族登録サービス対象

契約者等によるご契約内容等の照会が困難になった場合にそなえ、ご家族の方をご登録いただくことで、そのご家族からも**ご契約内容の照会**が可能となるサービスです。ご登録は無料です。
ご家族は、戸籍上の配偶者・3親等以内の親族の中から**契約者1名につき1名のみ**ご登録いただけます。
(国内居住の方、成人に限ります。)

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

＊「ご契約状況のお知らせ」は、ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

●ご契約状況のお知らせWebのご登録方法

- ご契約者さま専用インターネットサービスよりご登録いただけます。
- ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

ご契約状況のお知らせWeb

ご登録 ▶

次回の「お知らせ」より

- 案内メール受信
- ご契約者さま専用インターネットサービスにログインし、内容を確認
- STOP　郵送通知は停止

※ご登録後、郵送通知に戻す場合はご契約者さま専用インターネットサービスからお手続きください。

とっても便利!　ご契約状況のお知らせWebなら・・・

便利で快適!
- いつでもどこでもスマートフォンやパソコンからご覧いただけます。
- 画面上で文字や画像を拡大することができます。

管理が簡単!
- 書類の保管や廃棄の手間がなくなります。
- スマートフォンやパソコンに保存したり、印刷することができます。

地球にやさしい!
- 紙の使用量削減により、地球環境保護につながります。

詳しくは、三井住友海上プライマリー生命ホームページをご確認ください。

MEMO

契約締結前交付書面
（契約概要/注意喚起情報）

目 次

契約概要

1. この保険のしくみについて …… 19
2. 2つのコースの概要について …… 20
3. 積立利率について …… 22
4. 年金について …… 23
5. 保障の内容について …… 24
6. 配当金について …… 24
7. 主契約に付加できる主な特約について …… 25
8. ご契約のお取扱いについて …… 26
9. 解約払戻金について …… 27
10. 為替リスクについて …… 29
11. 諸費用について …… 29
12. 金銭の授受について …… 29

注意喚起情報

1. 諸費用に関する事項の概要について …… 31
2. この保険のリスクについて …… 33
3. 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません …… 34
4. この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です …… 35
5. 責任開始期・生命保険募集人の権限について …… 36
6. 保険金等をお支払いできない場合について …… 37
7. 解約と解約払戻金について …… 37
8. 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について …… 37
9. 為替リスクについて …… 38
10. 預金等との違いについて …… 38
11. その他のご注意いただきたい事項について …… 38
12. 保険会社の商号と住所等について …… 39
13. 税金のお取扱いについて …… 39
14. 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について …… 41
15. 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について …… 41
16. （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」について …… 42

契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、**「ご契約のしおり・約款」**に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、契約通貨（米ドル・豪ドル・ユーロ・ニュージーランドドル・円）と２種類のコース「定期支払コース」、「積立（ターゲット）コース」からそれぞれ１つをご選択いただき、ご契約時の積立利率により契約通貨建てで運用した年金原資に基づいて、年金支払開始日以後、年金をお支払いするしくみの一時払の生命保険商品です。

ご契約時にご選択いただいたコースは、以後別のコースに変更することはできません。また、選択するコースにより積立利率が異なりますので、ご注意ください。

『みらい、そだてる』の正式名称は、通貨選択型定額個人年金保険です。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.33の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

2 2つのコースの概要について

1. 定期支払コース

定期支払特約を付加することで、契約日後の毎年の契約応当日に被保険者が生存している場合、定期支払金（直近１年間の積立利率による利息相当分）を解約控除なしでお支払いします。

【積立期間10年の場合のイメージ図】

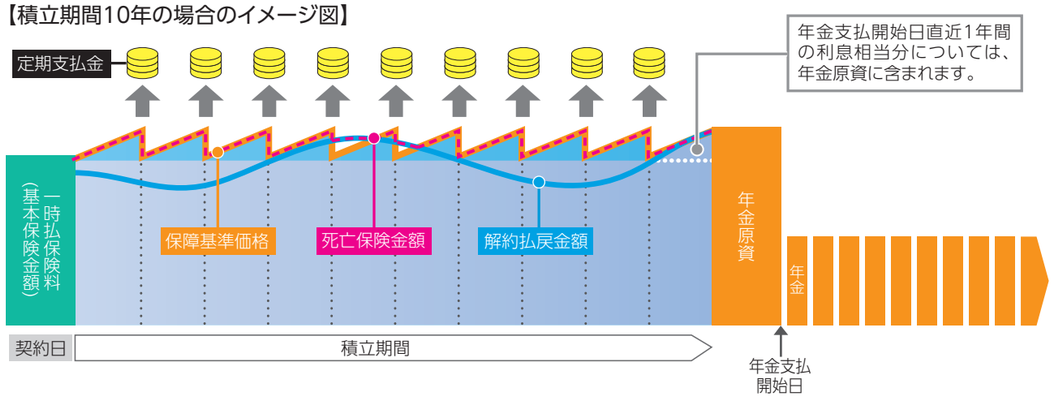

※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額、定期支払額等を保証するものではありません。

ご注意

- 定期支払特約の保険期間は、契約日から年金支払開始日の前日までとなります。また、年金支払開始日が繰下げられたときは、この特約の満了日も繰下げられます。ただし、次の場合この特約は繰下げ前の年金支払開始日に消滅します。
  - 繰下げ後の主契約の積立利率が1%以下の三井住友海上プライマリー生命の定める下限を下回るとき
  - 三井住友海上プライマリー生命がこの特約の締結を取扱っていないとき
- 死亡保険金の支払事由が発生していたにもかかわらず、定期支払金がご契約者に支払われていた場合には、お支払いする死亡保険金は、既に支払った定期支払金を差引いた額とします。
- 定期支払金支払後の保障基準価格は、支払前の保障基準価格から定期支払額を差引いた額に改められます。

2. 積立（ターゲット）コース

契約通貨が外貨の場合、目標設定円建年金移行特約を付加し、目標値は、１０５％から２００％の間で１％単位で設定することができます。（目標値を設定しないこともできます。）また、積立期間中かつ円建年金への移行前であれば、ご契約者のお申し出により、目標値の変更・設定・解除をすることができます。

【イメージ図】

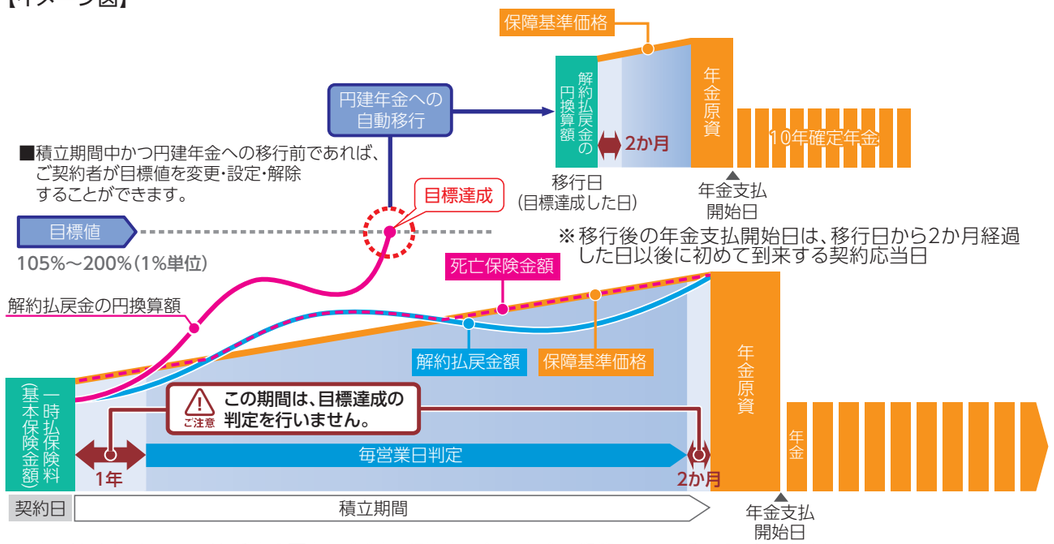

※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額、年金原資等を保証するものではありません。

ご注意

- 円建年金への移行後に、再度、外貨建年金保険に移行することはできません。
- 契約日から10年未満に円建年金へ自動移行する場合には、解約控除がかかります。
- 次の場合、目標設定円建年金移行特約は消滅します。
  - 円建年金へ移行せず、年金支払開始日が到来したとき
  - 年金支払開始日を繰下げた際に契約通貨を円に変更したとき

3 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。また、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約日に適用される積立利率は、契約通貨および積立期間に応じて異なり、積立期間中に変更されることはありません。
- 積立利率は、契約通貨および積立期間に応じて、三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。

  ※ 詳細については、「注意喚起情報」P.31の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。
- 将来の年金、保険金および解約払戻等を支払うための基準となる保障基準価格は、一時払保険料に、積立利率を適用して経過した期間により計算します。
- 積立利率と一時払保険料に対する実質的な利回り（年複利）は、付加する特約に応じて次のとおりとなります。

  ＜定期支払特約を付加した場合＞

  積立利率は、年金支払開始日における年金原資と積立期間中の定期支払金の受取累計額の合計の、一時払保険料に対する実質的な利回り（年複利）とは異なります。

  ＜目標設定円建年金移行特約を付加した場合＞

  積立利率は、年金支払開始日における年金原資の、一時払保険料に対する実質的な利回り（年複利）と同じになります。なお、解約した場合に支払われる解約払戻金の利回りを保証するものではありません。

4 年金について

1. 年金受取

ご契約時の積立利率により契約通貨建てで運用した年金原資を基に年金支払開始日以後年金でお受取りいただけます。

年金の受取方法として次の中からご選択いただけます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りもご選択いただけます。

● 確定年金【 年金支払期間 ：5年、10年、15年、20年 】

設定された期間中、毎年定額の年金をお受取りいただけます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金＜＊＞としてお受取りいただきます。

＜＊＞ 死亡一時金のお受取りにかえて、年金支払期間満了まで引続き年金としてお受取りいただけます。

● 年金総額保証付終身年金

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生涯お受取りいただけます。また被保険者が死亡された場合、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受取りいただきます。

※ 確定年金の年金支払期間の設定にあたっては、最終年金支払日における被保険者の年齢は105歳以下であることが必要です。

※ 年金額が10万円（米ドルの場合、1,000米ドル／豪ドルの場合、1,000豪ドル／ユーロの場合、1,000ユーロ／ニュージーランドドルの場合、1,000ニュージーランドドル）に満たない場合は、年金によるお受取りにかえて一括でのお受取りとなります。

※ 年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については一時金でお受取りいただきます。（契約通貨が外貨の場合、年金支払開始日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円を上限とします。）

ご注意

- 将来受取る年金額は、年金支払開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 年金支払期間中は、年金管理費が控除されます。
- 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

2. 継続運用

年金支払開始日を繰下げることにより、運用を継続することができます。この際、契約通貨や繰下げ年数を三井住友海上プライマリー生命の取扱範囲内で変更することができます。

ご注意

- 適用される積立利率は、更改日、契約通貨および繰下げ年数により異なります。
- 年金支払開始日の繰下げをした期間内に解約や円建年金へ自動移行する場合には、解約控除および市場調整が適用されます。（繰下げ年数1年の場合は除きます。）
- 積立（ターゲット）コースの契約時の契約通貨が円の契約においては、年金支払開始日の繰下げ時に契約通貨を外貨に変更しても、目標設定円建年金移行特約を付加することはできません。

5 保障の内容について

死亡保険金	積立期間中に被保険者が死亡された場合、次のいずれか大きい額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。 ① 被保険者が死亡された日における保障基準価格 ② 被保険者が死亡された日における解約払戻金額

ご注意

免責事由に該当するときには、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

6 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

7 主契約に付加できる主な特約について

● 定期支払特約

契約日後の毎年の契約応当日に被保険者が生存している場合、直近１年間に適用した積立利率による利息相当分を定期支払金としてお支払いします。

● 目標設定円建年金移行特約

解約払戻金の円換算額が設定した目標額以上になった場合（目標達成した場合）、その日に円建年金へ自動的に移行します。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお払込みいただきます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル／豪ドル／ユーロ／ニュージーランドドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 外貨入金特約

外貨建契約の保険料を契約通貨と異なる外貨（米ドル／豪ドル）でお払込みいただきます。契約通貨と異なる外貨で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて契約通貨に換算（米ドル→豪ドル／豪ドル→米ドル／米ドル→ニュージーランドドル／豪ドル→ニュージーランドドル）し、一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、解約払戻金および定期支払金等を円でお支払いします。死亡保険金、解約払戻金等については、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日＜＊＞における所定の為替レート、定期支払金については、定期支払日または三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日のいずれか遅い日＜＊＞における所定の為替レートを用いて円換算します。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

8 ご契約のお取扱いについて

契約通貨			米ドル／豪ドル／ユーロ／ニュージーランドドル	円
一時払保険料	最低		2万ドル／ユーロ（1ドル／ユーロ単位）	200万円（1万円単位）
			※ 円入金特約・外貨入金特約＜＊＞を付加した場合は、払込通貨により判定します。	
	最高		契約日時点の円換算額10億円 ※ 契約日時点の円換算額は、円入金特約で適用する為替レートにもとづき算出します。	
契約年齢（契約日における被保険者の満年齢）	積立期間	3年	0歳～87歳	お取扱いいたしません
		5年	0歳～85歳	
		7年	0歳～83歳	
		10年	0歳～80歳	
		15年	0歳～75歳	
積立期間			3年、5年、7年、10年、15年 ※ お取扱いしない契約通貨と積立期間の組合せがある場合があります。	10年、15年
年金支払開始年齢			確定年金：3歳～90歳 ※ 確定年金における最終年金支払日は、被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。 年金総額保証付終身年金：50歳～90歳	
保険料の払込方法			一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。	
増額			お取扱いいたしません	
一部解約			お取扱いいたしません	

＜＊＞ お取扱いは、米ドル→豪ドル、豪ドル→米ドル、米ドル→ニュージーランドドル、豪ドル→ニュージーランドドルに限ります。

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算し、この合算額の上限は10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ この保険の保険期間は、積立期間と年金支払期間の２つからなります。

※ 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱いを停止している場合があります。ご契約にあたっては、必ず最新の取扱い状況をご確認ください。

9 解約払戻金について

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた金額となります。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

解約払戻金額 ＝ ①市場調整価格 － ②解約控除額

①市場調整価格 ＝ A 解約日の保障基準価格<*1> － B 市場調整額

A 解約日の保障基準価格<*1> ＝ 一時払保険料 × $(1+\text{積立利率})^{\text{経過年数}}$

B 市場調整額 ＝ A 解約日の保障基準価格<*1> × $\left\{1-\left(\frac{1+i}{1+j}\right)^{\text{残存月数}<*2>/12}\right\}$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

※ i：適用している積立利率

※ j：解約日において契約時と同じ契約通貨、積立期間で新たに契約を締結したと仮定した場合の積立利率

＜＊1＞ 保障基準価格とは、一時払保険料を積立利率で運用した価格です。

＜＊2＞ 残存月数は、解約日から年金支払開始日までの期間を、月単位で計算します。（端数日は切上げます。）

②解約控除額 ＝ 一時払保険料 × 所定の解約控除率<*3>

＜＊3＞ 解約控除率については、「注意喚起情報」P.31の「1. 諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

- 年金支払開始日を繰下げた場合は、「契約日」を「繰下げ前の年金支払開始日」と、「一時払保険料」を「繰下げ前の年金支払開始日における保障基準価格」と読み替えて上記の調整および控除を適用します。
- 円建年金への移行後および繰下げ年数が1年の場合は、市場調整および解約控除を適用せず、保障基準価格を解約払戻金とします。

ご注意

解約払戻金額は、前述の調整および控除により、一時払保険料を下回る可能性があります。

【解約払戻金の例】

＜契約例（目標設定円建年金移行特約付加の場合）＞
一時払保険料：20,000米ドル　　契約日に適用された積立利率：1.2%
積立期間：10年　　目標値：設定なし

（単位：米ドル）

経過年数	解約日の積立利率ごとの解約払戻金額				
	2.2%（＋1.0%）	1.7%（＋0.5%）	1.2%（±0.0%）	0.7%（－0.5%）	0.2%（－1.0%）
1年	16,906	17,742	18,620	19,543	20,512
2年	17,493	18,251	19,043	19,871	20,737
3年	18,090	18,766	19,469	20,200	20,961
4年	18,695	19,286	19,897	20,530	21,185
5年	19,311	19,812	20,329	20,861	21,410
6年	19,935	20,345	20,764	21,194	21,635
7年	20,570	20,883	21,202	21,527	21,859
8年	21,215	21,427	21,643	21,862	22,084
9年	21,869	21,978	22,087	22,198	22,309
10年	22,534	22,534	22,534	22,534	22,534

※ 上表は、契約応当日を基準に計算して表示しています。

※ 経過年数10年は年金原資を表示しています。

※（　）内は、契約日に適用された積立利率と解約日の積立利率の差を表示しています。

【市場調整について】

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。

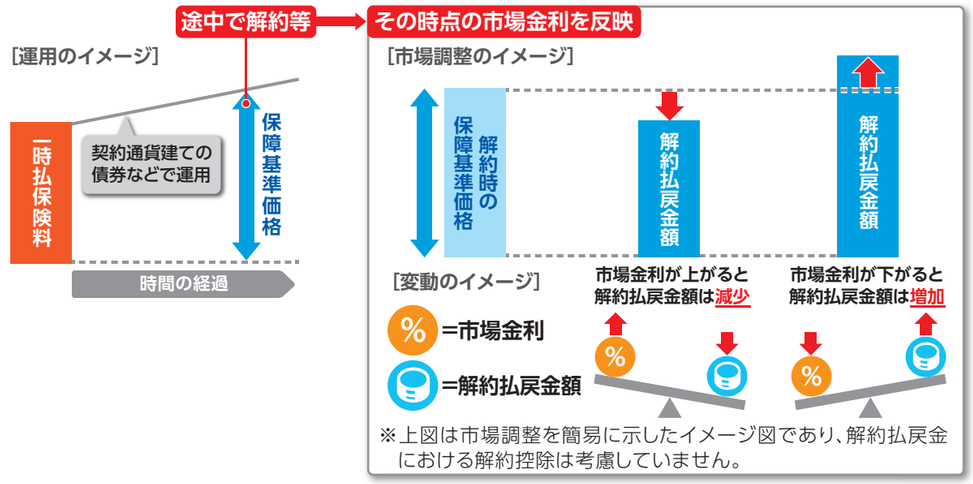

10 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

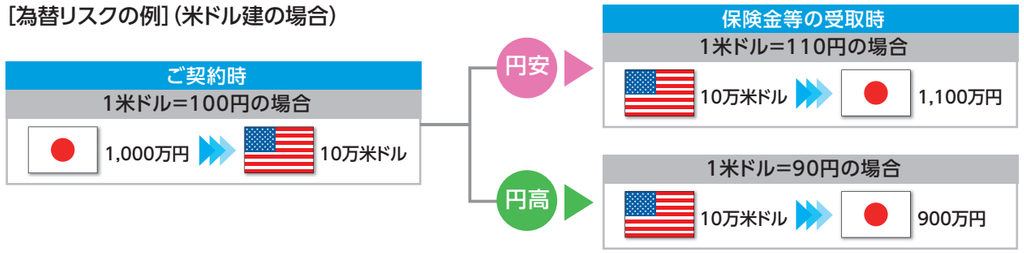

この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.33の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

11 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.31の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

12 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかることがございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は**「ご契約のしおり・約款」**に記載しておりますのでご確認ください。

1. 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 積立期間中にご負担いただく費用

積立期間中に適用される積立利率は、契約通貨および積立期間に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。したがって、積立期間中にご負担いただく費用はありません。なお、この指標金利は契約通貨および積立期間によって異なります。

※ 保険関係費とは、死亡保障に備えるための死亡保障費率、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。また、定期支払特約を付加した場合は定期支払金のお支払いのための保険関係費率が含まれます。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

・ 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。

・ 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と、保険金等を円で受取る場合または円建年金へ移行する場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM＋50銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨のTTM＋25銭) ÷ (払込通貨のTTM－25銭)
保険金等を円で受取る場合または円建年金へ移行する場合の円支払特約レート	TTM－50銭

● 年金支払期間中にご負担いただく費用（遺族年金支払特約による年金支払期間中も含みます。）

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 解約・円建年金への移行時にご負担いただく費用

下表のとおり、契約日から解約日（移行日）までの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乗じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

＜解約控除率：外貨＞

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
積立期間15年	10%	9%	8%	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%
積立期間10年	9%	8.1%	7.2%	6.3%	5.4%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	－
積立期間7年	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	－	－	－	－
積立期間5年	6%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	－	－	－	－	－	－
積立期間3年	3.9%	2.6%	1.3%	－	－	－	－	－	－	－	－

＜解約控除率：円＞

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
積立期間15年	9%	8.1%	7.2%	6.3%	5.4%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	0%
積立期間10年	8%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	−

※ 年金支払開始日を繰下げた場合は、「契約日」を「繰下げ前の年金支払開始日」と、「一時払保険料」を「繰下げ前の年金支払開始日における保障基準価格」と読み替えて適用します。

※ 円建年金への移行後および年金支払開始日の繰下げ年数が1年の場合は、解約控除の適用はありません。

2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金、年金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4 この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて８日以内であれば、書面またはメールによるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除（以下、お申込みの撤回等）をすることができます。

【書面】
書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。
書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

＜郵送先＞
〒103-0028　東京都中央区八重洲１ー３ー７　八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命　クーリング・オフ担当

＜記入内容＞

記載いただく事項	記入例
①申込番号 （契約申込書の右下に記載があります。）	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由（任意）	④○○○○○○○のため。
⑤募集代理店	⑤○○○○銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 （申込者または契約者の本人口座）	⑦○○○○銀行　○○支店 普通△△△△△△△ 口座名義人　ホケン　タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区○○町○○
⑨電話番号（日中連絡先）	⑨03-○○○○-○○○○
⑩生年月日	⑩昭和○○年○○月○○日
⑪契約者（申込者）フリガナ	⑪ホケン　タロウ
⑫契約者（申込者）氏名（自署）	⑫保険　太郎

【メール】
メールによるお申込みの撤回等は、メールの発信時（送信時）に効力が生じます。
お申出は、三井住友海上プライマリー生命ホームページ（https://www.ms-primary.com）からとなります。

＜お手続き方法＞
三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「メールによるお申出はこちら」よりお手続きいただけます。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。（外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。）

円入金特約または外貨入金特約＜＊１＞を付加＜＊２＞して、契約通貨と異なる通貨で保険料を払込んだ場合、返還する通貨はお払込みいただいた通貨となります。（例えば、円入金特約を付加して円でお払込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。）
＜＊１＞ 募集代理店によっては、この特約をお取扱いしないことがあります。
＜＊２＞ 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

次の場合には、お申込みの撤回等をすることはできません。

- お申込者またはご契約者が法人（会社）の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ご契約の内容変更（特約中途付加など）の場合

お申込みの撤回等の書面の投函またはメールと行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター（お問合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。）
フリーダイヤル　0120-125-104
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前９時～午後５時

円のご資金を金融機関等で、お申込みの契約通貨（外貨）に交換して一時払保険料をお払込みいただいた場合、次の点についてご注意ください。

- その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- 契約通貨（外貨）で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- 契約通貨（外貨）で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払いができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ご契約者、被保険者、保険金等の受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約と解約払戻金について

解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた金額となります。そのため一時払保険料を下回る可能性があります。

詳細については、「契約概要」P.27の「9.解約払戻金について」をご参照ください。

8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構（TEL：03-3286-2820）までお問合わせください。

9 為替リスクについて

為替リスクについては、P.33の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

10 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

11 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。（支払査定時照会制度）

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしておりません。

- 被保険者が入院中または特別養護老人ホームに入所中の場合
  次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
  （1）継続入院中の一時帰宅
  （2）末期療養（ターミナルケア）のための帰宅
- ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

12 保険会社の商号と住所等について

商　号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住　所	〒103-0028　東京都中央区八重洲1-3-7　八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13 税金のお取扱いについて

この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の仲値（TTM）
定期支払金	定期支払金の支払日	
年金	年金支払日	
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日（相続税の対象となる場合）	対顧客電信買相場（TTB）
	死亡保険金の支払日（所得税の対象となる場合）	対顧客電信売買相場の仲値（TTM）

※ 積立期間5年以内で年金原資の一括受取をした場合、または確定年金を選択し、契約日より5年以内に解約をした場合、円換算した額で利益が発生していれば源泉分離課税の対象となります。この場合の保険料の換算時為替レートは対顧客電信売相場（TTS）、一括受取・解約の換算時為替レートは対顧客電信買相場（TTB）となります。円換算した額で課税されるため、加入時より円安となった場合、税引後の外貨建ての受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

● 一時払保険料の税務

お払込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除＜＊1＞」の対象となります。

＜＊1＞ 保険料の支払方法が一時払の個人年金保険の場合、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 定期支払金に対する課税

定期支払額から必要経費控除後の金額に対して、所得税（雑所得）＋住民税が課税されます。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対し以下のとおり課税されます。

年金種類	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
確定年金	20％源泉分離課税	
年金総額保証付終身年金	所得税（一時所得）＋住民税	

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜＊2＞
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

＜＊2＞「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

● 年金支払開始時に年金原資を一括で受取る場合の課税

契約日から5年以内	契約日から5年超
20％源泉分離課税	所得税（一時所得）＋住民税

※ 契約者と年金受取人が異なる場合は、契約日からの経過年数に関わらず贈与税が課税されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金	所得税（一時所得）＋住民税
		年金総額保証付終身年金	所得税（雑所得）＋住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時		贈与税＜＊3＞
	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税

＜＊3＞ 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

ご注意

- 税金のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1％」があわせてかかります。
- 税制上のお取扱いは2021年11月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

14 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ（https://www.ms-primary.com）に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。（詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。）

15 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

お問合わせ・ご相談受付先

フリーダイヤル
0120−125−104
受付時間:月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

16 （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/ ）
なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

金利と為替の推移

政策金利の推移（2001年1月～2021年11月）

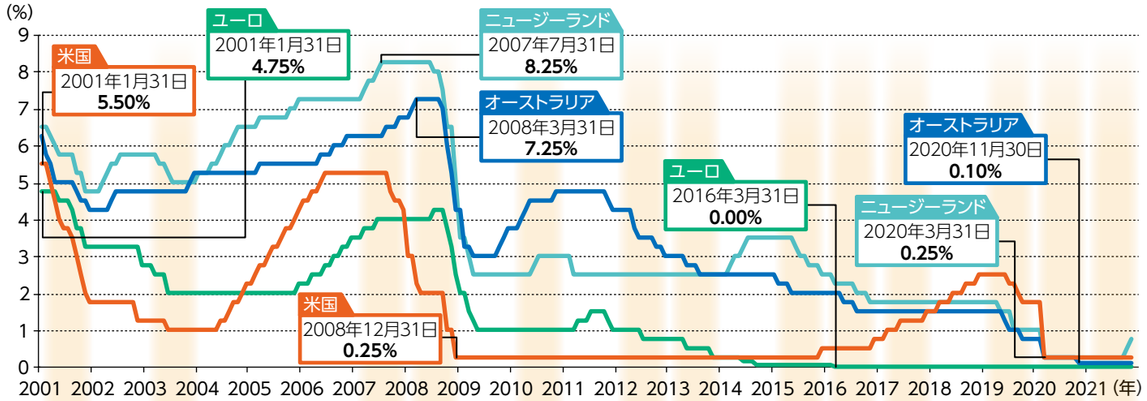

対円為替の推移（2001年1月～2021年11月）

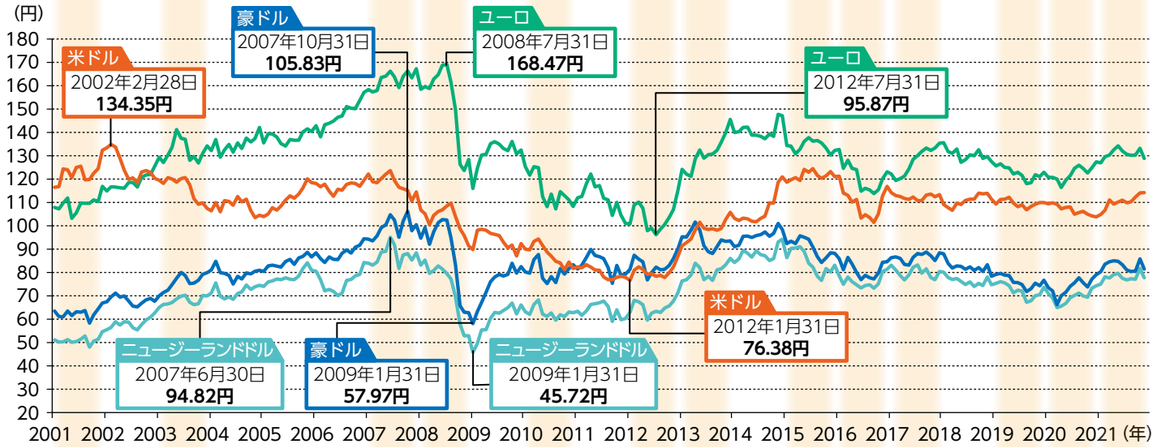

- 2001年 米同時多発テロ
- 2003年 イラク戦争勃発
- 2007年 サブプライム深刻化
- 2008年 米国大手金融機関破綻
- 2010年 ギリシャ危機
- 2012年 アベノミクス発案
- 2013年 日銀量的質的緩和
- 2015年 米国ゼロ金利政策解除
- 2016年 米大統領選 トランプ氏勝利
- 2017年 日経平均が史上最長となる16連騰を記録
- 2019年 新元号「令和」
- 2020年 新型コロナウイルス感染拡大
- 2021年 東京オリンピック・パラリンピック開催

【データ:政策金利】
米国：Federal Funds Rate、
ユーロ：Main Refinancing Operations、
オーストラリア：Cash Rate Target、
ニュージーランド：Official Cash Rate
(参考)日本：2021年11月末 無担保コール翌日物レート －0.048%

【データ出典】
Bloombergのデータをもとに三井住友海上プライマリー生命が作成
【データ期間】
2001年1月～2021年11月の毎月末における数値を記載

※上記グラフは過去の政策金利および対円為替の推移を示したものであり、いかなる場合も将来の利益を約束するものではなく、見通しを記したものでもありません。
また各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。
募集代理店および三井住友海上プライマリー生命は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害につきましても一切責任を負いません。

最新情報 金利と為替の推移

参考資料

「通貨の分散」を考えてみませんか?

日本はさまざまなものを輸入に頼っており、今後、円安になった場合の物価上昇への備えが必要かもしれません。

●物価上昇の例

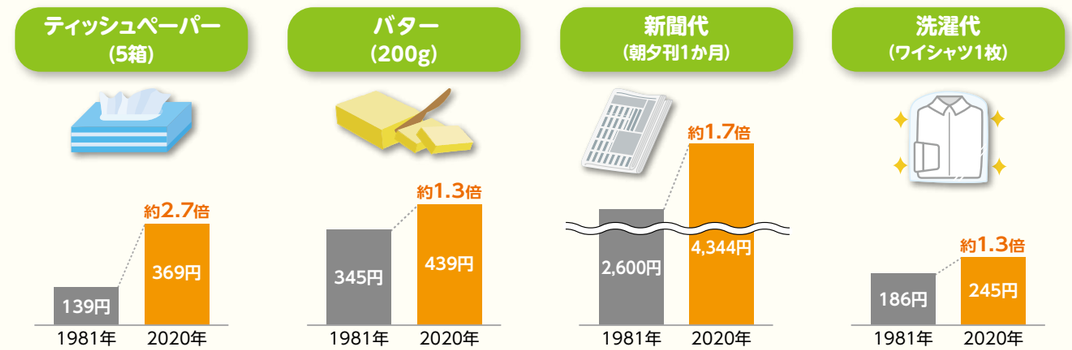

出典:総務省統計局「小売物価統計調査」(東京都区部小売価格)
※新聞代は全国統一価格(全国紙)

●物価上昇による現金価値の目減り（1,000万円の場合）

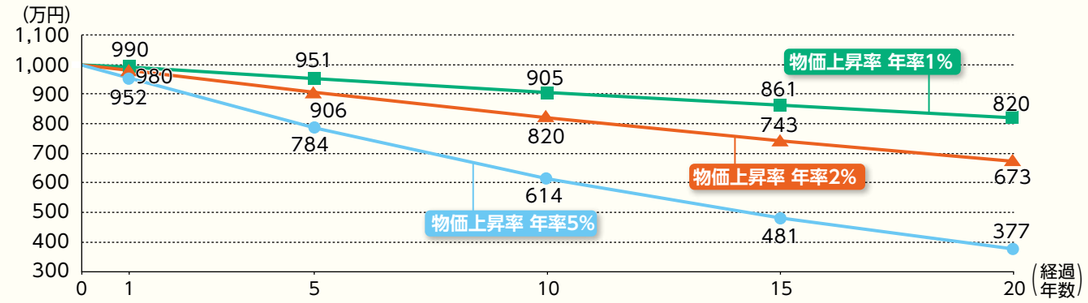

※例示の物価上昇率が期間中一定で推移したと仮定して計算した結果を三井住友海上プライマリー生命がグラフ化しています。

●例えば…現金1,000円でケーキ購入

将来を豊かに過ごすために、
「外貨運用による資産形成」を考えてみませんか?

MEMO

MEMO

最後に、ご確認くだ さい

この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険です。
預金とは異なり、元本保証はありません。

クーリング・オフ制度の対象です。
（お申込みの撤回・契約の解除）

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面またはメールにより契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P35～P36にてご確認ください。

［イメージ図］（書面で手続きする場合の例）

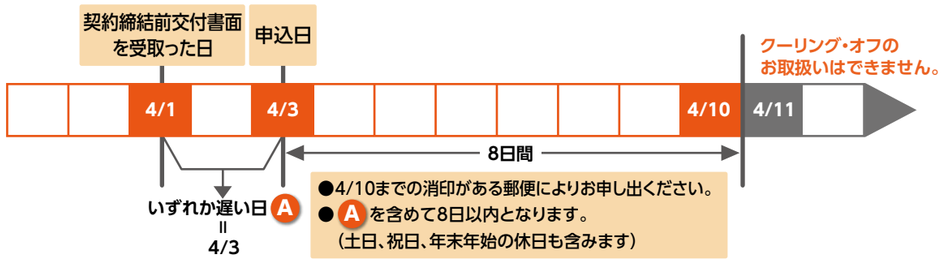

お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は、「積立期間中にご負担いただく費用」、「外貨で契約を締結することで生じる費用」、「年金支払期間中にご負担いただく費用」、「解約・円建年金への移行時にご負担いただく費用」等がかかります。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P31～P33にてご確認ください。

外貨で受取る場合には、外貨口座が必要です。

外貨で保険金等を受取る場合には、契約通貨の外貨を受領できる口座が必要です。外貨でのお支払手続きは、円に比べてご指定口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受取りはすべて契約通貨となります。
契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、
為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

為替リスクについての詳細は、「注意喚起情報」P33にてご確認ください。

［為替リスクの例］（米ドル建の場合）

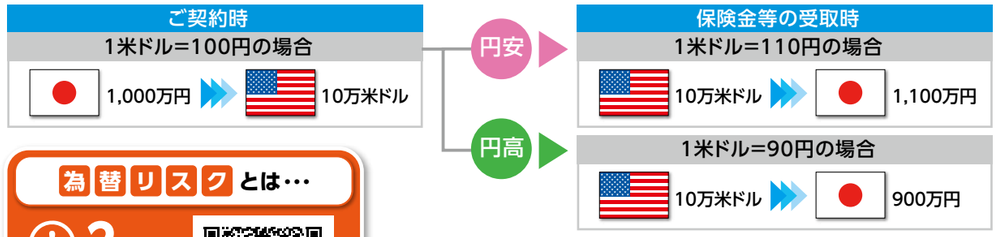

為替リスクとは…
2分でわかる!
解説動画を配信中

解約払戻金は、市場金利の影響を受けて増減します。

この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、
その価値の変動を、解約払戻金に反映します。

解約払戻金についての詳細は、「契約概要」P27～P28にてご確認ください。

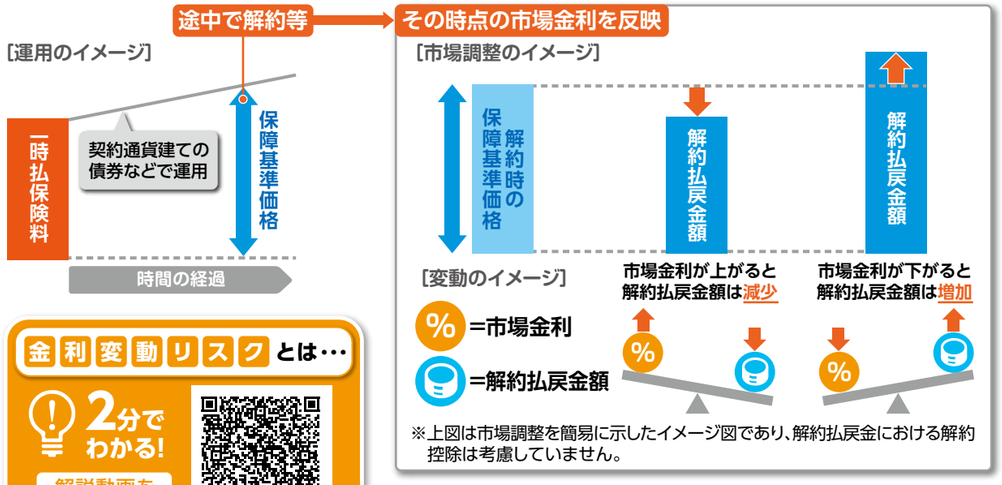

金利変動リスクとは…
2分でわかる!
解説動画を配信中